

伊勢崎市地域生活支援拠点等のご案内

地域で生活する障害者やその家族の方が、安心して生活していくために、伊勢崎市では、次の3つのことを整備し、取り組んでいます。

【相談】

障害者基幹相談支援センターが、休日・夜間の緊急事態に対応するため、24時間体制で相談を受け付けます。

【緊急時の受入・対応】

介護者の急病などやむを得ない理由により発生する緊急事態に対応するため、障害者基幹相談支援センターが事前に対象者の情報を把握し、緊急時に対応します。

【体験の機会・場】

施設や親元から地域への移行をやすくすることをめざし、地域の障害福祉サービスの事業所と連携して、「体験の機会・場社会資源ガイド」を作成しています。

親に何かあったら、どうしたらいいの？

24時間いつでも相談に対応してくれるの？

社会資源ガイドってどこで見られるの？

事前登録ってどうするの？

グループホームを体験したいなあ？

3つ以外に何か取り組んでいるの？



地域生活支援拠点等とは、障害がある人の高齢化、障害の重度化、「親なき後」に備え、障害がある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく仕組みのことです。

【問合せ先】

伊勢崎市 福祉こども部 障害者センター ☎0270-75-5530 FAX0270-75-5531
伊勢崎市障害者基幹相談支援センター ☎0270-75-5771 FAX0270-75-5688

くわまるの地域生活支援拠点等お悩み解決版

Q1 親等の介護者に何かあった時など、24時間いつでも相談に対応してくれるの？

休日・夜間は市から委託を受けている実績のある社会福祉法人が相談を受け付けます。緊急性が高いと判断された場合には、障害者基幹相談支援センターが対応します。ただし、緊急性が低い場合は、翌日（翌営業日）の対応となります。

Q2 事前登録ってどうするの？

障害者基幹相談支援センターが受付窓口です。所定の届出書に必要事項を記入のうえ提出いただけます。登録にあたり要件を満たしている必要がございますので、まずは障害者基幹相談支援センターにご連絡ください。

Q3 登録できる人の要件は？

次の（ア）から（オ）のいずれかに該当している人、かつ、市内に住民登録があり、主たる介護者と共に市内に現に居住している18歳以上65歳未満の人で、市長が必要であると認められた人です。

- （ア）：身体障害者手帳を持っている人
- （イ）：療育手帳を持っている人
- （ウ）：精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- （エ）：障害者総合支援法対象疾病（難病）を抱えている人
- （オ）：（ア）から（エ）に該当はしないが、心身の機能に障害があり、主たる介護者不在の緊急時に日常生活において相当な制限を受けると思われる人

Q4 社会資源ガイドってどこで見られるの？

「体験の機会・場 社会資源ガイド」は、伊勢崎市のホームページ内にある地域生活支援拠点等専用ページに掲載しています。ホームページが見られない環境の方は、伊勢崎市障害者センターで見ることが可能です。

Q5 社会資源ガイドに載っている事業所を体験したい場合はどこに相談するの？

「体験の機会・場 社会資源ガイド」に載っている事業所を体験利用したい場合には、担当の相談員または障害者基幹相談支援センターに相談してみましょう。

Q6 3つ以外に何か取り組んでいるの？

「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」という内容について、既に部分的に担っている障害者基幹相談支援センターとともに、今後、整備を進めていきます。

